

人材育成型データ活用事業創出業務委託 仕様書

1. 委託業務名 人材育成型データ活用事業創出業務委託

2. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年12月26日までとする。

3. 履行場所 笠間市内

4. 目的

笠間市（以下「市」という。）では人口減少等を背景とした多様な課題に対し、地域経済及び生活の向上に資する公民連携による取り組みを推進している。財政、人材といった経営資源に限りがある中で、効果的な資源配分及び施策の質の向上などの観点から、データを活用した立案及び推進は必須であり、実現する人材の育成も喫緊の課題となっている。

この状況を踏まえ本事業は、データ分析から事業実施までのプロセスの実践を通して、行政サービスの効果及び質の向上並びにデータ活用人材の育成を図ることを目的とする。

5. 業務内容

（1）対象事業の設定

本事業では、市の特性を踏まえ、人流データを基礎として公共施設及び民間の双方の観光拠点及び交通環境に関連する施策を範囲として、ヒアリングを含む必要な調査を実施し、本事業で課題とする事業及び想定するアウトプットの設定を行う。なお、人流データは、基地局位置情報ビッグデータを利用し、かつ市が求めるカスタマイズ分析を可能とするなど本事業の目的を達成するために必要な機能を有するツールとする。

（2）講義の実施

E B P Mの必要性及びデータ分析手法と活用事例などデータ活用人材の育成に資すると考えられる内容について、市が指定する職員（入庁後15年未満。最大20名。）を対象として2回（1回あたり2時間程度）以上の講義を実施する。なお、講義の内容は、本事業を通して具体的な事業立案を行うことが可能とする手法と体制（グループワーク、複数人によるサポート体制など）をとることとし、講義は、データの分析等に精通した者（客観的に判断できる者）が担うものとする。

（3）事業立案及び全体報告の実施

本事業を通して対象職員が立案等を行う事業の報告会を実施する。なお、報告する事業については、報告前及び後の双方において、必要な助言を行う。また、データ活用人材育成に資する要素、通常時の業務における活用方法など本事業を通じた得た全体報告を市に対して行う。

（4）協議及び意見交換の実施

上記の（1）から（3）の実施にあたり、市職員又は市が指定する参画者を対象とした協議及び意見交換を毎月1回以上実施する。

6. 特記事項 本事業で活用する人流データ（ツール）は、市と受託者の協議により定める日から6か月以上の随時利用が可能なものとし、かつ、随時利用の期間を経過した後で

も、本事業のアウトプットとして立案された事業の検証に必要なデータは、立案事業の実施後１年間分の提供を行うこととする。なお、この場合における提供内容及び提供回数は、別に市と受託者の協議により定める。

7. 成果品 全体報告書 一式

8. 業務実施

業務の実施にあたっては、能力、人数等、業務実施に適した人員を配置する。

9. 実施状況における確認・協議

業務の実施状況については、随時、必要な協議を行う。

10. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果は、原則として市に帰属するが、受託者が成果として成果品以外の資料を作成することや成果品の利用を拒むものではなく、市と受託者の双方の合意の上で活用を図るものとする。

(2) 秘密保持

- ①本業務に関し、市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解無く公表又は使用してはならない。
- ②本業務で知り得た市及び事業者等の業務上の秘密は保持しなければならない。

11. 再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の効果を向上するために必要と思われる業務で、市の承諾を受けた場合は、その一部を第三者に委託することができる。

12. その他

業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、都度、市と協議して定める。

【お問合せ】

笠間市 政策企画部 企画政策課 政策推進室

担当：枝川

〒309-1792

茨城県笠間市中央三丁目２番１号

電話：0296-77-1101（内線 560）

E-mail：project-s@city.kasama.lg.jp